

的確な避難のための情報提供

土砂災害警戒情報について

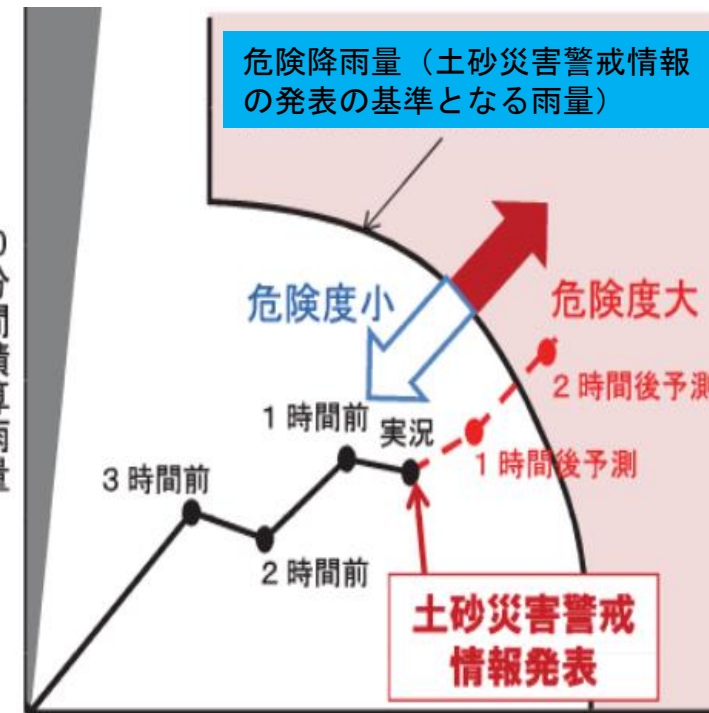
※平成26年改正により土砂災害防止法に位置付け

土砂災害警戒情報は、降雨による土砂災害の危険性が高まったときに、都道府県と気象台が共同で発表する情報です。

平成19年度から全国で運用されていましたが、平成26年改正により、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断に資する防災情報として土砂災害防止法に明確に位置づけられるとともに、都道府県知事から市町村長への通知及び一般への周知の措置が義務付けられました。

土砂災害警戒情報が発表された際は、市町村長は避難勧告等を発令することが基本となります。

■土砂災害警戒情報の発表



土砂災害警戒情報は、住民等の避難に要する時間を考慮し、実績降雨量に気象庁が提供するおおむね2時間先の予測降雨量を加味した降雨量が危険降雨量に達したときに、都道府県と気象台により共同で発表されます。

危険降雨量は、過去の降雨の状況及び土砂災害の発生状況等を総合的に勘案して、都道府県知事により設定されています。

土砂災害警戒情報は、テレビ、ラジオ、インターネットなどにより、住民等に対して周知されます。

より詳しい情報はこちらのパンフレットをご覧ください。
「土砂災害警戒情報について」

http://www.mlit.go.jp/river/sabo/sabo_ken_link/doshakei.pdf

土壌雨量指数（長期降雨指標）

緊急調査の実施と土砂災害緊急情報の発表

重大な土砂災害（河道閉塞や火山噴火に起因する土石流、河道閉塞による湛水^{（※1）}、地滑り^{（※2）}）の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、国土交通省又は都道府県により緊急調査が実施されます。

緊急調査により得られた情報は、土砂災害緊急情報として、避難に資するため市町村長等に提供されます。

（※1）特に高度な技術を要するため国土交通省が実施 （※2）都道府県が実施

避難勧告等の発令時に住民がとるべき行動

避難勧告等の発令時には危険な区域から一刻も早く立退き避難を行うことが必要ですが、地域によって土砂災害の形態や規模が大きく異なることや、時間帯や降雨の状況によってもとるべき行動は変わってきます。状況に応じた適切な判断ができるよう、日頃から土砂災害に関する正しい知識を身につけ、いざというときには命を守るために自ら判断して行動することが重要です。

【問い合わせ先】 国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
電話：03-5253-8111（代表） 03-5253-8466（直通）

※ 各都道府県の基礎調査、区域指定の進捗状況は国土交通省砂防部のHP
（<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm>）より確認できます。各地域における土砂災害警戒区域の指定状況や、基礎調査結果の公表方法等については、各都道府県の砂防担当部局までお問い合わせください。

土砂災害防止法の改正と今後の取り組みについて

平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえ、土砂災害から国民の命を守るため、土砂災害防止法^{（※）}を改正しました。

（※）正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律



土砂災害防止法改正の契機となった平成26年8月豪雨 広島市安佐南区八木・緑井地区の土砂災害発生状況
撮影：国土地理院

※平成26年改正のポイント

- 土砂災害の危険性のある区域の明示
- 安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化
- 土砂災害警戒情報を法律上に明記
市町村に対する通知と一般への周知を義務付け

平成27年4月
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部

土砂災害防止法の概要

■土砂災害防止法の目的

土砂災害防止法は、平成11年6月の広島市、呉市等における大規模土砂災害を契機として、平成12年5月に制定、平成13年4月に施行されました。

国民の生命及び身体を守るため、土砂災害のおそれのある区域について明らかにし、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限等のソフト対策を推進することを目的としています。

■土砂災害防止法に基づく取り組み

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通省]

- 土砂災害防止対策の基本的事項
- 土砂災害警戒区域等の指定指針
- 基礎調査の実施指針
- 土砂災害防止のための対策に関する指針
- 土砂災害警戒情報の通知及び周知等に関する指針
- 緊急調査の実施指針

等

基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域の指定等のため、地形や土地利用状況等必要な調査を実施

各都道府県はおおむね5年程度で基礎調査を完了させることを目標としています

基礎調査結果の公表 [都道府県]

- 基礎調査の実施後、図面により速やかに結果を公表

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定[都道府県]

土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)

土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

土砂災害警戒区域等における対策 [都道府県又は市町村]

- 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に対する警戒避難体制に関する事項について定めることとなります。
- 平成26年改正により、避難場所や避難経路、避難訓練に関する事項、社会福祉施設、学校、医療施設などの要配慮者利用施設等に対する情報伝達等在市町村地域防災計画に定めることとしました。

- また、実際の避難行動に資するものとして、各地域における避難場所や避難経路を示したハザードマップが市町村により作成されます。
- 各戸配布のほか、市町村のHPでも公表されていますので、土砂災害からの円滑な避難のためには、事前にハザードマップで避難行動を確認しておくことが重要です。

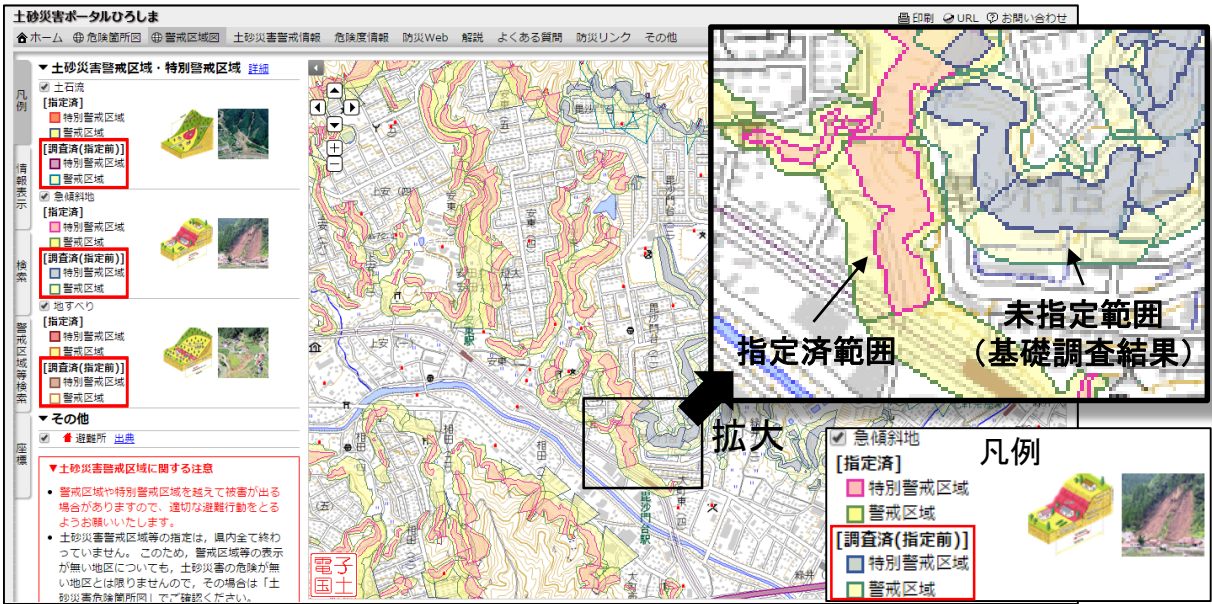
- 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設の建築のための行為は許可制となるほか、建築物の構造規制等の措置が講じられます。

※なお、土砂災害警戒区域等の区域内にある不動産（宅地又は建物）については、不動産取引の際の重要事項説明の対象とされています。

基礎調査結果の公表

※平成26年改正により新たに措置

住民に土砂災害の危険性をより早期に認識してもらい、区域指定を促進するため、平成26年改正により区域指定前の基礎調査の結果の段階で公表することとしました。基礎調査の結果は、都道府県のホームページ、都道府県の出先機関などで公表されます。



ホームページによる基礎調査結果の公表(広島県の場合)

※具体的な閲覧方法等については、各都道府県の砂防担当部局へお問い合わせください。

※なお、基礎調査結果の公表後、土砂災害警戒区域等に相当する範囲にある不動産（宅地又は建物）については、当該範囲に含まれること等を、不動産取引の際に説明することが望ましいとされています。また、当該範囲において開発行為の許可申請があった場合、許可権者は土砂災害の危険性や将来における区域指定の見込み等について注意喚起を行う等、適切に情報提供を行うこととしています。

警戒避難体制の充実・強化

※平成26年改正により拡充

■警戒避難体制の整備 [市町村]

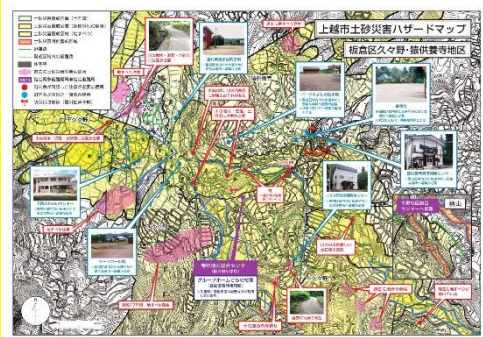
〇〇市
地域防災計画

- 土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報・警報の発令及び伝達に関する事項

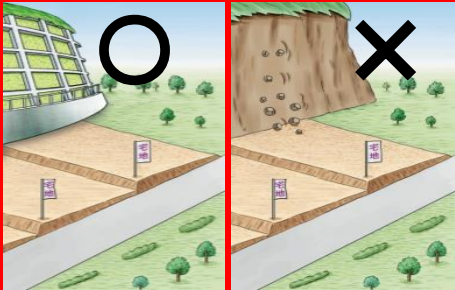
H26年改正により追加された事項

- 避難場所や避難経路等に関する事項
- 避難訓練に関する事項
- 土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設等の名称・所在地及び情報伝達に関する事項
- 救助に関する事項
- その他必要な警戒避難体制に関する事項 等

■ハザードマップの作成・配付 [市町村]

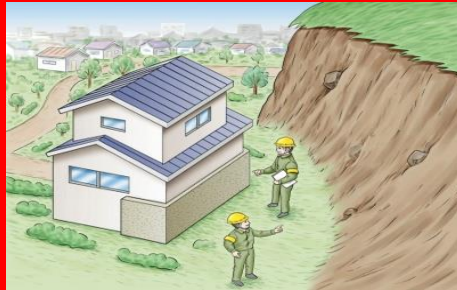


■特定開発行為に対する許可制 [都道府県]



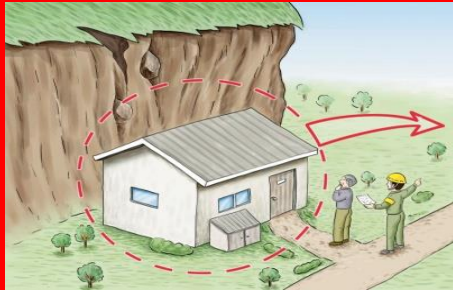
住宅宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。

■建築物の構造規制 [都道府県 または 市町村]



居室を有する建築物は、建築基準法施行令に定められた、作用すると想定される衝撃力に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。※安全な構造とするための改修に対する国からの支援制度があります【平成26年度拡充】。

■建築物の移転等の勧告 [都道府県]



著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資や国からの支援制度等があります。